

訪問介護 別紙料金表

2020年4月1日現在

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	166	1,892円	190円	379円	568円
	20分以上30分未満	249	2,838円	284円	568円	852円
	30分以上1時間未満	395	4,503円	451円	901円	1,351円
	1時間以上	577	6,577円	658円	1,316円	1,974円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+83	946円	95円	190円	184円
生活援助	20分以上45分未満	182	2,074円	208円	415円	623円
	45分以上	224	2,553円	256円	511円	766円

- * 夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜 (22:00~6:00) の場合 上記単位数の50%増し
- * 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
介護職員処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	加算区分	処遇改善加算の単位数		利用料(10割分)		
	加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×13.70% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価		
介護職員等特定処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	加算区分	処遇改善加算の単位数		利用料(10割分)		
	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×4.20% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価		

注1) 介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

- * 法定代理受領の場合は上記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)
- * 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中で①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合は、日割り計算による。
- * 月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。
- * 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。

訪問介護 別紙料金表

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	165	1,881円	189円	377円	565円
	20分以上30分未満	248	2,827円	283円	566円	849円
	30分以上1時間未満	394	4,491円	450円	899円	1,348円
	1時間以上	575	6,555円	656円	1,311円	1,967円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+83	946円	95円	190円	184円
生活援助	20分以上45分未満	181	2,063円	207円	413円	619円
	45分以上	223	2,542円	255円	509円	763円

- * 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増し
- * 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
介護職員処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料 (10割分)			
加算(Ⅰ)	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	介護報酬総単位数×13.70% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価			

注1) 介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

- * 法定代理受領の場合は上記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)
- * 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合は、日割り計算による。
- * 月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。
- * 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。